

第12回太平洋広域漁業調整委員会

平成21年3月5日
水産庁

1 開催日時

平成21年3月5日（木） 15:30～16:55

2 開催場所

農林水産省 講堂

3 出席委員

【会長】

学識経験者 澁川 弘

【都道府県海区互選委員】

釧路十勝海区	川崎 一好
青森 海区	澤口 政仁
岩手 海区	大井 誠治
宮城 海区	阿部 力太郎
福島 海区	佐藤 康德
茨城 海区	渡辺 一夫
千葉 海区	小滝 季儀
東京 海区	竹内 正一
神奈川海区	宮川 満
静岡 海区	谷澤 輝雄
愛知 海区	吉戸 一紀
三重 海区	黒田 耕一郎
和歌山海区	海野 益生
徳島 海区	井元 健二
愛媛 海区	佐々木 護
大分 海区	佐野 八重
宮崎 海区	金丸 昌洋

【農林水産大臣選任委員】

漁業者代表 福島 哲男

漁業者代表	山田 洋二
漁業者代表	山本 正喜
漁業者代表	金井 関一
漁業者代表	宮本 英之介
学識経験者	有元 貴文
学識経験者	山下 東子

4 付議事項

(1) 資源回復計画及び委員会指示について

①伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画に係る広域漁業調整委員会指示について

②太平洋南部キンメダイ資源回復計画に係る広域漁業調整委員会指示について

③マサバ太平洋系群資源回復計画について

(2) 資源管理に関連する連絡・報告事項について

(3) その他

5 議事内容

1. 開 会

○小林課長補佐 それでは定刻となりましたので、ただ今から第 12 回太平洋広域漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、海区互選委員のうち、高知県の和田委員、農林水産大臣選任委員のうち、鈴木委員、伊妻委員が事情やむを得ず御欠席されておりますが、委員定数 28 名のうち、定数であります過半数を超える 25 名の委員の御出席を賜っておりますので、漁業法第 114 条で準用いたします同法第 101 条の規定に基づき本委員会は成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、議事進行を澁川会長にお願いしたいと思います。会長、よろしく願いいたします。

2. 挨拶

○澁川会長 年度末、大変御多忙のところ、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。会長を務めております澁川でございます。座って進めさせていただきます。お許してください。

大変お忙しいところを御出席賜りまして、また来賓の方々も大勢御参加いただきまして、ありがとうございます。これから第 12 回の太平洋広域漁業調整委員会、開催をさせていただきます。

本日の委員会でございますが、本委員会に設けられました部会の区域をまたがる資源回復計画及び資源回復計画に関係します漁業法第 68 条に基づきます本委員会の指示等についての議題が用意されております。

まず初めに、伊勢湾・三河湾のイカナゴ資源回復計画、それから太平洋キンメダイ資源回復計画に関係します広域漁業調整委員会指示についての御審議を賜ることとしておりますが、続きまして、マサバの太平洋系群の資源回復計画につきまして、取組の状況を報告いただく予定となっております。

さらに、資源管理に関連します施策に係る平成 21 年度予算等につきまして、事務局から情報提供があるとのことでございます。

委員の皆様方におかれましては、どうかよろしくお願いを申し上げます。

さて、本日の委員会でございますが、水産庁から、山田長官、独立行政法人水産総合研究センターから、中央水産研究所の渡辺主任研究員ほか多数の方が御出席をいただいております。

議事に入ります前に、代表して、水産庁長官、山田長官から御挨拶をちょうだいしたいと思います。

○山田水産庁長官 皆さん、こんにちは、山田でございます。

本日は第 12 回の太平洋広域漁業調整委員会の開催ということで、委員の皆様方には年度末、大変お忙しい中を御参集をいただきまして、ありがとうございます。また、委員の皆様方には資源管理、あるいは水産業の振興につきまして、大変な御支援、御協力、また御指導を賜っております。感謝を申し上げたいというふうに思います。

この広域漁業調整委員会の委員の皆様様の任期、これは 1 期 4 年ということでございます。今回、2 期目の最終年ということでございます。あと半年ほどございますけれども、ぜひ皆様方の今後ともさまざまな御意見を賜りながら御指導をいただきたいというふうに考えております。

本日の議題にもありますけれども、この広域委員会では資源回復計画につきましていろいろ御審議をいただいております。全国で 18 の広域計画、また 46 の地域、地先での計画がございます。この太平洋の地域では 7 つの広域計画ということが作成をされておまして、現在、関係者の皆様様の御努力により推進されているところでございます。今後ともこの広域計画が円滑に遂行され、資源の回復に役立つよう、私どもも頑張っていきたいというふうに思っております。

漁業経営を取り巻く状況につきましては、もう皆様御案内のとおりでございます。昨年は大変燃油価格が高騰いたしましたでしたが、その後、燃油価格も下がってきて、原材料費、まだ一部で高い餌等もございますけれども、大分落ち着いてきております。その一方で、広域条件といいましょうか、海外における景気、あるいは国内の景気もありますし、それから為替レートの関係もありまして、これまで相当程度の輸出が水産物についても行われておまして、それが国内の生産者にもある程度の利益があったというような状況から一変いたしまして、水産物の輸出はなかなか進まない。一方で、海外から輸入の水産物が入っ

てくるというような状況にございます。昨年の夏ごろの状況とはまた状況が一変をして、しかしながら、やはり漁業経営をめぐる情勢は依然として苦しいものがあるというふうに認識をいたしております。

このような状況の中で、なかなか魚価が上がっていかないというような、あるいは輸出が進まないという中で、どういうふうに経営の改善を図っていくか、これもなかなか大変難しい、苦しい対応でございます。しかしながら、私どもとしてはやはりこれまでやってきたようなコストの削減、あるいは付加価値の高い水産物にして売っていく、また流通の多様化を図って産地の方々ができるだけ自分たちの力で販売をしていくということである程度の価格をつけていけるというようなことを進めていくしかないのではないかと考えております。

大変厳しいところでございますけれども、私どもも必要な予算を確保したり、あるいはその他の政策をしっかりとやっていきたいと思っておりますので、ぜひともまた皆様方の御理解を得、またいろいろな面で御協力をいただけたらというふうに思っております。

本日はまた先ほど澁川会長からお話がありましたように、資源管理計画をめぐるさまざまな御議論があります。ぜひとも忌憚のない御意見で活発な御議論をしていただけたらというふうに思っております。

本日はどうもありがとうございました。

○澁川会長 長官、どうもありがとうございました。

山田長官におかれましては、この後の御予定がございますので、ここで御退席されます。どうもありがとうございました。

○山田水産庁長官 皆さん、どうもありがとうございました。

○澁川会長 それでは、本日、お配りしてございます資料の確認から進めてまいりたいと思います。

事務局からお願い申し上げます。

○小林課長補佐 それでは、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。私、水産庁の管理課の小林と申します。よろしくお願いたします。

まずお配りしている資料でございますが、まず議事次第、委員名簿、配席図、出席者名簿、それから右肩に資料1-1と書いてあります2枚綴りの資料、それから右肩に資料2-1と書いてあります全部で18ページの資料でございます。また右肩に資料3-1と書いてございます4枚の資料、それから資料4、資料5参考資料がございます。

配付しております資料につきまして以上となっておりますが、不足等ございましたら事務局の方までお申し付けいたたけましたら、差し替えをさせていただきたいと思っております。よろしゅうございますでしょうか。

なお、説明の途中でも資料に落丁等がございましたら、その都度、お手数ではありますが、事務局の方にお申し付けいただければと思っております。

それでは、会長、お願いいたします。

○澁川会長 それでは、議事に入らせていただきますが、最初に、後日まとめられます本日の委員会の議事録署名人を選んでおく必要がございます。これにつきましては、本委員会の事務規程 12 条だそうです。会長の私から御指名をさせていただくこととなっておりますので、借越ながら指名をさせていただきます。

海区互選委員からは神奈川県宮川委員さん、農林水産大臣選任委員からは宮本委員さん、お二方に本日の委員会に係る議事録署名人をお願い申し上げます。お二方の委員の方、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

3. 議 題

(1) 資源回復計画及び委員会指示について

①伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画に係る広域漁業調整委員会指示について

○澁川会長 それでは、議事次第に従いまして議事の本題に入りたいと思っております。

「資源回復計画及び委員会指示について」でございます。まず最初は「伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画に係る広域漁業調整委員会指示について」に係る議題でございます。

事務局から説明をお願いします。

○小林課長補佐 それでは、イカナゴ計画に係る太平洋広域漁業調整委員会指示につきまして、お手元の資料 1-1 と、それから資料 1-2 によりまして説明をさせていただきたいと思っております。

まずこの計画の概要でございますけれども、伊勢湾・三河湾につきましては、イカナゴの主要漁場の 1 つということになっておりますが、そこで愛知県、三重県の主に船びき網漁業で漁獲しているわけでございます。しかしながら、年間の漁獲量というのが極めて大きく変動するというところでございまして、こうした資源変動を安定化させながら経営の安

定化を図っていこうということがこの計画の趣旨でございます。

対象漁業につきましては、ここに書いてございます愛知県、三重県のいわし・いかなご船びき網漁業、いかなご船びき網漁業、ばっち網漁業等でございます。これらの漁業におきまして（3）に書いてございます取組内容に掲げる取組を行っているところでございます。

このうち終漁時残存資源尾数の確保ということで、当歳魚の残存資源尾数が 20 億尾を下回らないとなる時点を終漁日として設定する取組についてでございますけれども、これはこの回復計画の取組の核となる取組になっているわけですが、この取組につきましてはイカナゴ漁の終漁時に 20 億尾以上のイカナゴの資源をとり残そうとする取組でございます。解禁日以降、漁獲が開始されますが、その後の漁獲状況から初期資源尾数というのを推定いたしまして、漁獲された数量から、いつごろ 20 億尾を下回るのかという日を判断していくわけでございます。これによって 20 億尾を下回ると認められる日が決定されましたら、その後はイカナゴ漁を休止するという取組でございます。この取組を担保するために、委員会指示というものをやっているということでございます。

20 年漁期の実施状況ですけれども、この終漁時残存資源尾数の確保の 20 年度の取組でございますが、これは昨年になりますけれども、解禁日、3 月 2 日なのでございますけれども、3 月から解禁いたしまして、漁獲量として 5,098 トン、尾数といたしまして 137 億尾を漁獲いたしまして終漁したわけですが、結果、残存資源尾数約 44 億尾を確保したということでございます。

なお、この取組を担保するために先ほど申し上げましたが、委員会指示三号によりまして、今現在発出しているものでございますが、20 億尾を下回ると認められる日を定めて、その日から 11 月 30 日までの間はイカナゴ採捕を目的とした操業を禁止するといった措置をとることとしているわけでございますが、昨年漁期につきましてはこの※印に書いておりますが、20 億尾を上回るイカナゴ残存資源を確保して終漁したということでございますので、太平洋広域漁業調整委員会指示第三号の制限というものは行っておりません。

今年の状況でございますけれども、今漁期につきましては、現在、両県が合同試験びきというものを、予定では今日行うということで聞いておりまして、その結果、両県の漁業者さんで協議して解禁日が決定されるという状況にあります。そういうことで、まさにこれからイカナゴ漁が開始されようといった段階にあるわけでございます。

次のページでございますが、21 年漁期の取組内容でございますが、引き続き、昨年度

と同様に取組を実施しようということとなっております。また4番目の太平洋広域漁業調整委員会指示につきましても、ここに記載しておりますとおり、21年漁期の終漁時残存資源尾数の確保の取組に関して指示を行うこととしたいというふうに考えているわけでございます。

委員会指示の概要につきましては先ほどもちょっと触れましたが、現在、指示されております内容と同様に、委員会の会長が必要に応じ、イカナゴ残存資源尾数が20億尾を下回ると認められる日を定めまして、この日が定められたときは、遅滞なく当該日から11月30日までの間、イカナゴの採捕を目的とした操業を禁止する旨、関係漁業者に通知いたしまして、関係漁業者はこの通知によりまして、イカナゴの採捕を目的とした操業が禁止された期間中はイカナゴ目的の操業を行わないという内容でございます。

なお、具体的な指示案につきましては次のページ、資料1-2をご覧ください。太平洋広域漁業調整委員会指示第五号（案）でございますが、これにつきましては本年4月から来年3月までの操業について引き続き指示を行うという内容でございます。内容につきましては先ほど御説明したとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○澁川会長 ありがとうございます。「伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画」に係ります本委員会の指示につきましては、昨年3月に開催されました本委員会で指示第三号を決定したところでございます。この委員会指示は、ことしの3月31日までの操業に係るものでありまして、このため、本年4月1日から来年3月31日までの操業についての委員会指示第五号を新たに行うということでございます。

ただいまの説明について、御意見、御質問等があれば承ります。

先ほど開催されました南部会で実質的な内容の審議を一応終えておるわけですが、委員会指示は本委員会でお諮りし、御意見を伺った上で決定すると、こういうことになっております。いかがでございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本委員会として「太平洋広域漁業調整委員会指示第五号」を指示することと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○澁川会長 ありがとうございます。

またあわせて、今後、事務手続きがございますので、事務手続き上の部分的な修正、文言の訂正等につきましては、私に御一任いただきたいということとなるわけでございます。

けれども、これもまたお任せいただけますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○澁川会長 ありがとうございます。

それでは、事務局におかれましては、委員会指示に係る手続きを進めてください。

②太平洋南部キンメダイ資源回復計画に係る広域漁業調整委員会指示について

○澁川会長 続きまして、②番でございます。太平洋南部のキンメダイ資源の回復計画に係る広域漁業調整委員会指示についてでございます。

事務局から説明をお願いします。

○小林課長補佐 それでは、お手元の資料で表に資料 2 - 1 と書いております資料で説明をさせていただきます。

まず委員会指示の説明の前に、この資料の一番最後をお開きください。一番最後に「資料 2（参考資料）」というふうに右肩に書いてあるものでございます。

まず太平洋南部キンメダイ資源回復計画の概要について、簡単に御説明したいと思います。

この計画につきましては、これまで一都三県の、一都三県といいますのはここに書いてあります千葉県、東京都、神奈川県及び静岡県 of 漁業者の資源管理の取組によりまして、資源を維持できているということを踏まえまして、こうした取組について引き続き継続いたしますとともに、漁獲努力量を現状の水準で管理していくということを計画の目的としております。取組につきましては、一都三県の立縄漁業及び底立てはえ縄漁業と、それから②に書いてありますが、底刺し網漁業がそれぞれ記載しております取組を行うこととしておるところでございます。底刺し網漁業につきましては、太平洋広域漁業調整委員会の承認を受けて操業を行うということにしているわけございまして、また最初のページに戻っていただくわけでございますが、今申し上げましたキンメダイをとることを目的とする底刺し網漁業につきましては、今申し上げましたとおり委員会の承認を得て操業することとしておるわけでございます。21 年度漁期についても同様の措置をとっていくということを考えているわけでございます。

操業の承認の内容でございますが、下の図にも載せておりますが、(1) に書いてある規制海域におきまして、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間で、(2) に

あります「きんめだい底刺し網漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに太平洋広域漁業調整委員会の承認を受けなければならない」ということにしております。承認の対象者でございますが、これにつきましては現在発出しております委員会指示第四号の承認を受けまして、「きんめだい底刺し網漁業を営んだ実績を有する者で、当該実績に係る船舶又はその代船を当該漁業に使用する者」とすることとしておるわけでございます。

具体的な指示案につきましては、次のページをお開きいただきたいのですが、資料 2-2 に委員会指示案を載せてございます。「太平洋広域漁業調整委員会指示第六号（案）」でございます。これにつきましては、来年度の操業についての委員会指示を引き続きかけるということでございます。

1 の定義、それから 2 の操業の承認につきましては先ほど御説明した内容でございますが、3 以下につきましては、承認証の交付、あるいは備付けの義務付け等、承認を受けた者の義務について規定しております。これについても現在の指示と内容は変更はございません。

また 6 の取扱要領でございますが、これにつきましては、資料の 7 ページ目、資料 2-3 というところに「きんめだい底刺し網漁業の承認に関する事務取扱要領（案）」というものを定めておりますけれども、これについても、承認に関する事務手続を規定しているものでございまして、内容についても現状の要領と変更はございませんので、説明を省略させていただきます。

したがって、委員指示の変更がありましたところは、一番最後の 7 番の指示の有効期間、この指示の有効期間は平成 22 年 5 月 31 日までということで、来年の漁期に対応した指示ということにしておりまして、この 5 月 31 日までとしておりますのは、漁獲成績報告書とか出していただく手続の関係で、ここまで延ばしているということでございます。実質の操業は 3 月 31 日までの操業に対してこの委員会指示をかけるということでございます。

以上でございます。

○澁川会長 ありがとうございます。「太平洋南部キンメダイ資源回復計画」に係ります本委員会の指示につきましては、昨年 3 月に開催されました本委員会で指示の第四号を決定したわけでございます。この委員会指示は、本年 3 月 31 日までの操業に係るものであると、こういうことのように。このため、今年 4 月 1 日から来年 3 月 31 日までの操業についての委員会指示第六号を新たに行いたいということでございます。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等があれば承ります。

これも先ほどの南部会で内容審議の上、委員会指示案を了承し、この本委員会で御審議願ひ、決定すると、こういう運びになっているわけでございます。いかがでございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本委員会として「太平洋広域漁業調整委員会指示第六号」を指示することと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○澁川会長 それでは、事務局において当委員会指示についての事務手続きを進めていただくわけでございますが、その前に、あわせて今後の事務手続上の部分的な修正、文言の訂正等につきまして、私に御一任をいただくということを御審議する必要がございます。これもまたよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○澁川会長 ありがとうございます。

それでは、事務局では委員会指示についての手続を進めてください。

③マサバ太平洋系群資源回復計画について

○澁川会長 それでは、議題（１）の③でございます。マサバの太平洋系群資源回復計画につきまして、議題に入りたいと思います。

本計画は平成 15 年 10 月に公表されまして、昨年 3 月に開催されたこの委員会におきまして、計画期間を平成 23 年度まで延長することが了承されたわけでございます。取組の状況につきまして、事務局より説明を頂戴することとします。

事務局、お願いします。

○小林課長補佐 それでは、お手元の資料、表紙に資料 3－1 と書いてございます資料で御説明させていただきます。

マサバの太平洋系群資源回復計画の概要及び取組状況についてでございます。

計画の概要でございますが、マサバにつきましては、1992 年と 96 年に卓越年級群が発生したわけでございます。しかしながら、当時、未成魚の多獲によって資源回復が図られなかったということを踏まえまして、卓越年級群の発生時にはこのタイミングを逸することなく未成魚をとり残して産卵親魚を確保していこうということで、現在、太平洋北部水

域の大中小型まき網漁業を中心といたしまして、休漁等の漁獲努力量削減に取組み、未成魚等の保護を実施しているところでございます。

取組状況でございますが、まず休漁でございますが、休漁につきましましては、操業統日数の削減率というのを年によって 10 ～ 30 % に設定いたしまして、マサバの漁獲量が一定量を超えた場合に機動的に行う臨時休漁を主体として行っているところでございます。

休漁実績でございますが、これは前回、10 月に行われました委員会以降の情報といたしましては、2008 年漁期の実績が更新されておるところでございます。2008 年漁期につきまして、去年の 7 月から今年の 1 月までの実績をここに載せているわけでございます。休漁日数として 33 日、休漁統日数として 933 統日、操業統日につきましましては 1,472、削減率については 39 % という形になっているところでございます。

詳細につきましては、5 ページ目に資料 3 - 3 ということで月ごとの詳しい状況を載せておりますので、これについては御参照いただければというふうに思っております。

それから、減船については 03、04 に実施されている以降、行っておりません。

また、2006 年の 7 月から漁獲状況に応じまして自主的に操業時間の短縮、これは投網時間制限というものを行っております、また投網回数の制限、こういったものを適宜実施しているという状況でございます。また、その他といたしまして、後ほど担当から説明をいたしますが、2005 年度からミニ船団方式の試験操業というものも行っているところでございます。

次のページにグラフを載せておりますが、これにつきましても前回の委員会で御報告させていただいた内容と同じでございますが、状況について改めまして申し上げますと、この資料の 3 ページ目の右肩を見ていただきたいのですが、「資源量と産卵親魚量の推移」でございますけれども、取組を 2003 年からやっているわけですが、ちょうど 2004 年に卓越年級群というものが発生しまして、これを保護してきたわけですが、2007 年の産卵親魚量につきましましては、現在 19 万トンということで目標を今、クリアしているという状況にあるわけでございます。

もう一枚めくっていただきたいのですが、「0 歳魚の資源尾数の推移と 08 年予測」ということでございます。現在の状況につきましましては、このグラフでもわかりますように、04 年は卓越年級群が発生いたしましたわけなのですが、05 年、06 年は加入に失敗しております、卓越に至りませんでした。ただ 07 年については非常に加入が良好であるという状況になっているわけでありまして、そういうことで、05、06 がちょっと悪かつ

たものですから、それが親になる量というのは非常に少なくなるわけでございまして、08年の加入については低くとどまっているという状況です。したがって、資源状況とすれば今後、07年級群の資源構造となっていくということで、この年級群を保護ということが現時点においても、またしばらく今後においても非常に重要な課題となっているということでございまして、先ほど説明いたしました取組について次年度以降も着実にやっていくということが重要な課題となっており、そのように進めていくということとしているわけでございます。

以上が取組状況を簡単に説明いたしましたが、その他としまして、ミニ船団方式の試験操業ということもやってございますので、情報提供ということで、担当の方から説明をさせていただきます。

○加藤課長補佐 では、資料に基づきまして御説明をさせていただきます。資料3-4をごらんください。資料ページですと6ページになります。「大中型まき網漁業の合理化に向けたミニ船団化の取組（成果報告）」ということで資料を取りまとめてございます。

昨年10月以降の追加データとしましては、それぞれ一番下の欄でございます。まず①として、80トン型のミニ船団の取組でございます。内容につきましては、上段に書いてあります従来船団4隻、45名体制を2隻、30名体制で実施している取組でございます。実績につきましては、下の表に書いてございます。直近で申しますと、平成20年4月から20年12月の9ヵ月間の実績はそちらに書いてございますとおり8,248トンということで、従来船団の平均に比べまして約73%という漁獲量になっております。ただ、このミニ船団の最大の目的であります操業コストの削減というところから、経営的には安定している状況になっているという状況でございます。

続きまして、右の方の表をご覧くださいと思います。これは135トン型のミニ船団の取組でございます。従来船団としましては4~6隻ということで船団を組んでおります。平均的な乗組員数として54名でございますが、これを2隻体制で32名で現在取組んでございます。直近のデータにつきましては、これも一番下の欄でございます。同期間の水揚げにつきましては6,943トンということで、従来船団の約70%の漁獲になっておりますが、こちらの方も経費との関係から見れば経営的には安定しているという状況でございます。

続きまして次のページ、③という資料をご覧くださいと思います。これも今御説明申し上げました135トン型のミニ船団の取組でございます。この取組につきましては、今御説明申し上げました②の135トン型の取組を踏まえまして、さらに改良を加えた形で現

在、実証をしております。これも従来船団 54 名に対しまして、ミニ船団として 33 名で現在、実施をしております。この実証化につきましては、昨年 4 月から開始をしております。昨年 12 月までの 9 ヶ月間の実績が下の欄に記入してございますが、トータルの漁獲量 6,460 トンということで、同時期の従来船団の約 65 % の漁獲という状況になってございます。

それから、これは今後の予定でございますが、大中型まき網漁業におきましては、同様のミニ船団、あるいは船団構成の改革という取組を進めております。その中で、ミニ船団に関しますものとしまして、本年中に 80 トン型のミニ船団の取組がもう一ヶ統実証操業に入る予定でございます。また、135 トン型の取組としましては、今度は単船型での試験操業、実証操業というものを、これも本年中に開始をする予定となっております。これも実証操業が進行してデータを取りまとめた上でまた次回のこの会議で御報告をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

○澁川会長 事務局、ありがとうございました。

ただいまマサバの太平洋系群の資源回復計画の概要及び取組状況につきましての説明と、それから関連して大中型まき網漁業の合理化に向けたミニ船団化の取組の状況のお話がございました。

昨年の 10 月と対比して若干新しいデータも入っているようです。特に、2008 年、20 年度の漁期ですね。まだ半ばですけれども、例えば 1 ページ目の資料の休漁実績のところの 2008 年漁期（7-1 月）とか、グラフはちょっと無理なようですけれども、4 ページの 08 年の「0 歳魚資源尾数の推移と 08 年予測」のところのグラフとか、5 ページのところでも 20 年度漁期、ここは「20 年度」となっています。漁期の様子が、1 番の（6）番、2 番の表の最後のところ等々、一部新しいデータも入っております。

さて、今の報告でございますけれども、いかがでございましょう、質問はございますでしょうか。

どうぞ、宮川委員。

○宮川委員 マサバの件につきまして、伊豆諸島に実際に働いている人たちの情報を今日、朝聞いてきましたけれども、このマサバの資源回復計画につきまして、北部太平洋のまき網船団の休漁には感謝いたします。そのために、ここ 3 年、マサバが伊豆諸島に回ってきて、2007 年には大変、27 年ぶりに回ってきたサバのおかげで我々の組合の船も結構賑わ

ったわけですが、その次の年にいきなり少なくなって、今年3年目で、1月の半ばごろから、今年はいつもの漁場と違う西側、本来は「大室出し」大島の東から出るものが、今年には神津の西のうち「ひょうたん瀬」というところを出始めてそこだけしか出ないのです。だから、この資源回復もでき得ればもう少しやっていただければ、このサバの資源に関して我々の漁業者の後継者問題もあるもので、このサバが景気よくなれば後継者も多少増える可能性もあるのですけれども、このままこのサバが沈没してしまうと我々の後継者もだんだんいなくなってしまうもので、この資源保護を確実にもっと伸ばしていただきたいという、これで行くと18万トンで2年にわたって上回ったというようなデータもいただきましたけれども、でき得ればこの倍ぐらいのものがあれば、今現在のサバの状況はよかった年から行くと1/4ぐらいの量しかまだいないということなもので、サバの回遊するところもあるのでしょうかけれども、伊豆諸島においてはまだ1/4ぐらいしか回復していないというような意見も今日いただいてきて、そのことを現場の意見としてきちんと伝えてきてくれということをお願いしてきていただきましたので、またよろしく申し上げます。

○澁川会長 宮川委員、どうもありがとうございました。

そうなのですね。たもすくいが復活したという朗報を聞いたのはたしか一昨年だったと思いますけれども、昨年がどうもまた残念ながら朗報が聞けなかったのですが、今の話ですと、神津島の西ですか。

○宮川委員 西のうちです。ひょうたん瀬。

○澁川会長 ああ、ひょうたん瀬、いやいやうれしい知らせですね。ありがとうございます。

○宮川委員 それで、大きい船は今年になって結構働いているのですけれども、19トン型、20トン未満の船はまだ今年3日ですけれども、1日、1日が結構値のいいもので水揚げになるから、まあこれで陽気が落ち着けばなお出があると思いますから、こういうサバが次から次へと入ってくればいいなと思います。

○澁川会長 宮川委員、ありがとうございます。うれしい知らせでございますけれども、ほかにございませんか。

金丸委員、どうぞ。

○金丸委員 宮崎の金丸でございます。

ミニ船団の取組のところで、右の表がございますね。これで漁獲実績で、ミニ船団になった場合に、カツオ・マグロの比重が従来の船団よりかなり高くなっているように思うの

ですが、これは同じ漁場でこうなのか、それともう一つはカツオ・マグロでこういうまき網でとることとカツオの一本釣りの業界との間での問題というのは起こっていないのでしょうか。その2つをお聞かせいただきたいと思います。

○澁川会長 ありがとうございます。

ただいま、金丸委員からありましたが、水産庁さん、御意見はございますか。

○加藤課長補佐 福島委員がいらっしゃっておりますので直接御発言がこの後あるかもしれませんが、当方で聞いておりますのは、やはり漁場的にはミニ船団の漁場は多少沖に出るとかというのがあります。あとはそれよりもサバ操業の時期がどうしても漁場の関係もございまして、従来船団の方がサバ操業をやっている期間が若干長いというようなことがあるかと思えます。

それともう一つ、カツオの釣り船とのカツオ資源に関してのお話ですが、特段、漁場での競合等というお話は聞いておりません。

○金丸委員 わかりました。要は、時期が若干違うということですね。場所も違う、だからそういう時期になれば、やはりカツオ・マグロがかなりのウエートで獲られる、まき網で獲られておる。ただ、それは業界同士のトラブルにはなっていないと、そういう理解でよろしいのですか。

○加藤課長補佐 はい、そのとおりです。

○金丸委員 わかりました。

○澁川会長 ありがとうございます。

福島委員、何かありますか。

○福島委員 いいえ。

○澁川会長 いいですか。

ほかにいかがでございますか。

それでは、次に進めさせていただきます。

(2) 資源管理に関連する連絡・報告事項について

○澁川会長 議題の(2)番でございしますが、「資源管理に関連する連絡・報告事項について」に移ります。

まず事務局より、平成 21 年度の資源回復計画に関連する予算等についての情報提供がある、こういうことでございます。

どうぞ、事務局、よろしくお願いします。

○木島室長 資源管理推進室長の木島でございます。よろしくお願いいたします。

まず私の方から、回復計画の今後の展開方向について、私どもの考え方を御説明いたしたいと思います。資料 4 を御参照いただきたいと思います。

まず資源回復計画、御承知のとおり、全国で現在、約 70 計画が展開されるわけでございます。さらに、まだ希望もあるという状況で、今後とも資源回復計画を進めていく方向にあるわけでございますが、実際、平成 14 年からやっている計画の中にはかなり効果が上がってきているものも見られているわけでございます。特に、財政的な支援措置を伴います休漁などを積極的に行うことによって、回復目標をかなり大きく超える、つまり予想以上の成果が出てきているものも見られております。

このような計画につきましては終期を迎えるわけですが、終期後も同じ取組を引き続き行うということになりますと、これは財政的な問題もございまして、なかなか理解が得にくい部分がございます。私どもといたしましては、先ほど宮川委員のお話もございましたように、引き続き努力量を削減しつつ、回復を図っていく方向が望ましいと思っておりますけれども、やはりそこはまず 1 つの区切りをつけて、自分たちでできる方向がないのかどうかということを模索していかなければならないと思っているわけでございます。

ただ、急に回復計画をやめて自分たちでおやりなさいと言っても、1 つには資源状況がまだまだ低いものがございます。また当然ながら今までのやり方が本当にどこまで効果があるのかということについても十分な検証が必要でございます。このため、来年度からまず今までのやり方がどの程度効果があるのか、さらにもっといいやり方があるのかどうかということにつきましての調査を行う。調査を行った上で、やり方を整理した上で、今までのやり方を踏まえまして、改善も含めまして、「ポスト資源回復計画」と申しますが、自分たちでできる体制までに準備を行っていただく。これは最長 5 年を予定しておりますけれども、そのような期間を経た上で自らが資源を管理する、自らが努力量を削減し、また販売をし、できる範囲の中で資源を永続的に維持管理する体制をつくっていただくというのが私どもの基本的な考え方でございます。

ただ、これは財政的な問題がまだあって、軽々にこうやりますと言えないのですけれども、当然ながら自立した、つまり自分たちが行う資源管理体制のもとであっても、今のよ

うな例えば計画をつくっていく、また栽培、種苗放流を行うことによって基礎的な底上げを図る、また漁場を整備するということにつきましては、できれば引き続きやっていかなければ、むしろより積極的にやっていかなければいけないと思っております。

まだまだその段階に至っていないわけでございますし、これについては今後、水産庁の内部で十分検討し、あるべき姿を模索しながらやっていかなければならないわけでございますけれども、いずれにいたしましても、終期を迎え、またかなりの効果が得られたものにつきましてはまず調査を行い、そしてポスト回復計画に移り、さらにその資源の底上げを図っていくという方向で取り組んでいきたいと思っております。

なお、ポスト回復計画の期間中は、今の、先ほど申しましたようにまだまだ資源の状況が低い、なかなか自分たちだけで自立的な管理ができないようなものもあるわけでございますから、一定の期間は今と同じような財政的な支援も含めた資源の底上げを図っていききたいというふうに考えております。

私の方からは以上でございます。

○小林課長補佐 それでは、私の方から平成 21 年度資源回復計画関連予算につきまして、説明をさせていただきたいと思っております。

お手元の資料 4 の 2 ページ目をお開きください。「平成 21 年度資源回復計画関連予算一覧」ということで、資源回復計画に関連いたします予算について横断的に載せております。

漁獲努力量の削減、それから積極的資源培養、漁場環境保全の取組というのが直接的な回復措置として行われておりますが、これに対する支援につきまして、引き続き 21 年度も実施していく予定にしております。また関連・支援措置といたしまして、普及・啓発、系統団体の支援、都道府県が要する指導経費、これらにつきましても引き続き 21 年度、予算措置をしているところでございます。

また、資源回復計画関連調査というところで、先ほど説明がありましたポスト資源回復計画というところに移行するために、その回復措置の有効性の評価をするための調査ということで、広域種につきましてはポスト資源回復計画移行調査事業というところで調査予算を措置しているところでございまして、地先種につきましては資源管理体制・機能強化総合対策ということで、これはもう少し下の事業がありまして、5 ページ目に PR 版というものを付けておりますが、「強い水産業づくり交付金」ということで、県に対する補助事業の交付金事業なわけですが、ここで支援をしていこうというふうに考えているところであります。

広域種のポスト資源回復計画移行調査事業の対象でございますが、21年度からこれをしていくわけですが、本海域におきましては、太平洋の北部会で少しお話をしましたけれども、太平洋沖合性カレイ類資源回復計画、これを対象にしていこう。それとあとマサバ太平洋系群資源回復計画、この2つの計画、これについて調査していこうというふうに考えているわけでございます。

それから、7ページ目をごらんください。先ほど漁獲削減量努力措置で、減船だとか休漁だとか、そういったものに対して支援をしてきたわけですが、実はその事業は単独で1つの事業としてあったのですが、今回、補助事業の統合化というものを図りまして、いろいろな事業を統合して「水産業体質強化総合対策事業」という名称に変わってございます。資源回復計画の、例えば減船・休漁等の支援につきましては、一番下にあります(3)「省エネ対応・資源回復等推進支援事業」という名前に変わっておりますが、引き続き、こうした取組に対して支援を行っていきたいというふうに考えております。

なお、次のページ、8ページ目でございますが、この支援事業の事業期間でございますが、4番の事業実施期間、21年度から25年度までということになっております。

一番最初のペーパーに戻っていただきたいのですが、1ページ目のペーパーに戻っていただきますが、「資源回復計画の今後の展開について」というところで、1つはポスト計画というものの方に移行していくということで、今、終期を迎える計画がどんどん出てくるのですが、終期を迎える前にポスト計画に移行するというのも十分考えられるわけですが、いずれにしても、23年以降も引っ張れるように事業期間を延ばしているということが1点、それからあと今後、特にこれは県単計画について、46の計画を今実施中でございますけれども、特に県単計画について、都道府県の方からもっと今後も計画をつくらせてほしいという要望がありました。といいますのは、現在、資源回復計画につきましては、魚種別回復計画については平成16年度までに着手したもの、それから包括的資源回復計画については平成18年度までに、いわゆる漁業調整委員会の方で着手について了解を得ることが行われたものに限るということで、そういう運用をうちの方でしてきたのですけれども、都道府県から強い要望がありまして、来年度から新たな計画作成についても認めていくということにしております。したがって、この支援事業の期間についても21年度から25年度まで、それ以降の話については予算の関係で5年間の措置をとるという形になっておりますので、一応25年度までという形にしているのですが、そういうことで支援事業の事業期間を延ばしているということでございます。

以上でございます。

○澁川会長 事務局からの説明が終わりましたが、大変重要な内容だろうと思います。御案内のとおり、資源回復計画制度ができて8年が終わろうということでございます。当然のことながら、多くの財政投資がなされましたから、水産庁も財政当局からそれなりの指摘を受け、それなりに対応を迫られていることは容易に想像がつくところでございますけれども、この8年間を通じての回復計画の取組を見てまいりますと、やはり行政部局の努力と並行して漁業者の方々の汗と涙までは言いませんが、その努力の累積が今に至っているということでもあります。

そういうことありますから、現在の回復計画の帰趨も、それから新たな展開につきましてもその辺の努力の延長上としてしかととらえていただいて、私は慎重な対応をお願いしたいなという気がするのでありますけれども、私はニュートラルであらねばいかんものですからそれ以上申しませんが、ここは委員の皆様からひとつ御意見をいただきたいと思っております。

資源回復計画の今後の展開についてということでもあります。私どもの委員会は太平洋の海域での委員会ではございますけれども、これからの資源回復計画の全体についてどういう考え方があるのか、御意見を開陳していただければ会長としてもありがたい、こういうふうにするわけでございます。どなたからでも結構でございます。いかがでございますでしょうか。

どうぞ、宮川委員。

○宮川委員 この回復計画の中に TAC というものがうたわれた、その TAC を 100 % 生かしてきちっとやれば、国の予算が少し少なくなっても、資源の回復を見られるのではないのかなと思います。一応、TAC が今まで結構穴があいている TAC があったもので、それをきちっとした TAC 法でやれば何とか資源が少しは復活するのかなと、我々はこの中部太平洋の小さな漁業であっても、魚がふえなければ御飯が食べられないもので、大きなところに目を向けてやるやり方と、小さなところまで目を向けてやって欲しいというあれがあります。

○澁川会長 宮川委員、ありがとうございました。

時間はあと 20 分少々でありますけれども、ここは議論をするというよりも、先ほどの水産庁の説明に向けて御意見をできるだけたくさん上げておくというふうに時間を費やした方がいいのではないかと思いますけれども、いかがでございますか。8年間の努力で

ございます。最大は、私の印象では、マサバが太平洋では大きい計画の進行であったということで、宮川委員から今年の朗報が聞けたということは大変うれしく思ったのでございますが、いかがでございませうでしょうか。それぞれ各海域で取り組んでこられた回復計画との関わりを念頭に置きながらでも結構でございますが、

ほかに御意見がなければ、じゃあ宮川委員のお話に何か少しは御意見を。

○木島室長 漁獲可能量をうまく活用すればと申しますか、漁獲可能量を下げれば資源が保存・管理、またさらに増大が図られるのではないかというふうな今の御意見であったかと思えますけれども、確かにサバにつきましては漁獲可能量制度を実際にやっているわけでございます。ただ、漁獲可能量制度をやる中で、特に小型魚が発生した場合にどのようにとっていくのかというところが実は非常に重要な課題であるのだと思っております。ほかの、例えば太平洋、サバではなくてスケトウダラなどもそうなのですけれども、やはり卓越年級、もしくは非常に資源のわきがいい未成魚をどのように保存、とり控えをするのかという、そこが非常に難しい課題であるのだと思っております。

ここは漁獲可能量制度を運用するだけではなかなかうまくいかない。例えば、小型魚が多く網に入ったときに漁場を移動するとか、休漁するとか、そこはきめ細かい努力量の削減、漁獲の制限を稠密に行うことによって資源を守っていくという工夫が必要でございます。漁獲可能量制度は御存じのように数量だけを決める制度でございますので、やはり私どもとしては漁獲可能量制度は漁獲可能量制度としてやる、そこはただ内容をより充実させるために回復計画と相まって資源の保存、管理を図っていくことがより現実的、有効であるというふうに思っております。

今後とも、マサバなりスケトウダラなり、また今回はアジも入るわけでございますが、漁獲可能量を抑えつつ、またその内容を、つまり獲り方、漁獲の内容をより充実する、より資源にやさしい獲り方をするというところを回復計画、計画制度に基づいて行政、漁業者、研究、この三者が一体となって取り組んでいくという方向で資源のより増大を図っていきたいというふうに思っております。

○澁川会長 ありがとうございます。

いかがでございませうか、ほかに。

私から1つお願いしたいのですけれども、「資源回復計画実施状況」という2枚紙がありますね。ここにグラフがあるのですが、「魚種別」と「包括的」とこうなっております。作成中のものも含めて50プラス19の69が少なくとも実施中か計画作成途上にある

と、こういうことだろうと思いますが、それでよろしいのですか。

○木島室長 はい。

○澁川会長 それで、実は 21 年度の資源回復計画関連予算、これが資源回復計画への財政支援の一覧だと、こういうふうに私は見ておるのですけれども、これは資料の 2 ページです。ちょっと字が細かくて年寄りにはちょっと大変なのです。上の方に「資源回復措置」というのがありまして、「漁獲努力量の削減」、「積極的資源培養」、「漁場環境保全」の三本柱で成り立っております。例えば、サバのような資源につきましても「漁獲努力量の削減」というところで対応し、また対応せざるを得ない、資源変動の激しい浮魚と、こういうことでもあります。真ん中に「積極的資源培養」というのがありまして、「種苗生産放流への支援」というカテゴリーがあるのですが、お伺いしたいのは、50 プラス 19 の 69 の計画中、種苗放流を伴っているものは幾つぐらいあると見ておられるのでしょうか。

私から答えます。私はたまたまそういう仕事に関わっているから、これはちょっとまずいのでございますけれどもね。

○小林課長補佐 大体 2 / 3 ぐらいです。

○澁川会長 ええ、そのとおりであります。実はそういう意味で、私は全部回復計画を県別のものを一応読み上げてみました。そうすると、ほぼ 2 / 3 程度が種苗放流が実はその計画の中の重要な柱になっているのです。したがって、休め、やめろ、獲るなという話だけではなくて、放流というのを組み合わせて、要すれば、漁業者の方々の活力も維持しながら対応しているというケースが実に 2 / 3 あるというところに着目しますれば、積極的資源培養への財政支援ははなはだ弱いのではないかというふうに思っておりますので、これは要望として申し上げておきます。これは私の意見でございます、個人的に。会長として、ちょっと問題でございます。

いかがでございますでしょうか。

○山下委員 では、よろしいですか。

○澁川会長 山下委員、どうぞ。

○山下委員 実は前にも申し上げたことがあることなのですけれども、この資源回復計画でいろいろなことを実施したその結果として資源が増えた、そういういわゆる寄与度というのでしょうか、そういうのが何%ぐらいあるかというような科学的な分析というか、そういったものが将来的にはぜひ研究ないしデータを蓄積して披露していただきたいというふうに思うのです。

これまでの8年、もう8年もたったのか、自分も8歳も年を取ったかと思うとびっくりなのですが、やはり今振り返れば短いですが、漁業者の皆さんにとっては非常に大きな犠牲なりを伴ったであろう。それから、漁業者協議会が開催されたその回数などを見てみますと、やはりそのためにとった時間ですね。それも余り楽しい話ではなくて、楽しくない話のために折り合ってという時間なり努力なりというのを考えると、やはりその負担に見合うプラスというものがあつたかどうかということをしちんと検証する必要があるだろう。8年でまだ蓄積が少ないということであれば、あと4年、あるいはあと8年とあるかもしれないけれども、その間には、資源回復計画というのは大体寄与度3%ですとか、30%ですとか、そういったことがある程度あつた方がこれからの資源回復計画にもつながっていきやすいのではないかというふうに思いますので、ぜひそこをお願いしたいと思います。

以上です。

○木島室長 今、山下委員が言われたことは非常に重要なことでございます。まず今回の資源回復計画がどの程度資源の改善に寄与したのかということにつきましては、来年度から行います調査でまず1つ明らかにしたいと思っています。ただ、それだけではなくて、やはり8年間やってきて、実際に資源を管理する体制ができた、計画に基づいて体制ができた、ここは非常に重要な財産であると思っています。ですから、単に物理的、もしくは何と申しましようか、努力量を削減したことが資源の回復につながったということだけではなくて、やはり意識の改革、ここにつながってきたということは、今までやってきた8年間の成果は極めて大きなものがあるというふうに思っております。今後とも、やはり計画に基づいて、沿岸・沖合、いろいろな関係者が一体となって資源を管理する体制を維持していくということが重要であると思っております。

○佐々木委員 よろしいですか。

○澁川会長 佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 もう最後になりそうなので、8年の締めくくりのような感じのところもあるのですが、資源回復計画で、今いわゆる種苗放流、そして漁業者がそれに協力をするという1つのパターンの中で資源回復がなされておるのですが、これは魚種によって非常に問題があるわけなので、私は、本腰を入れた基本的な資源回復というのは、やはり漁業の各魚種のいわゆる許可との関係をどう取り組むのかというのは非常に重要な政策なので、だから、漁業者が1ヵ月や2ヵ月、休業することによってがすべてであれば、やはり

それは知事の許可も含めて、この魚種の回復のためにはやはりこの許可をある程度抑えていく必要があるのではないか。そういう具体的な一体化が水産庁とやはり県の認可する行政あたりが一貫して体制づくりをしないと、私は魚種によっては本物にならないという気が非常に強いのですよ。だから、例えば小さいばっち網のようなカエリをとるような漁業がもし制限を大きくされれば、サバやアジはそこによってやはり育成をされていく、育っていくという環境が成立するわけですね。そのことよっての資源回復というのは非常に大きいウエートがある。ところが、それがまさしく漁業者の協力だけであって、操業制限だけであって、そういう許可の全体的な見直しの中から回復計画が一体化されていない。この点について、私は今後十分に検討をする重要な政策ではないかというふうに提言を申し上げたいと思います。

○澁川会長 佐々木委員、どうもありがとうございました。

山下委員も佐々木委員もこの資料4の1枚紙のところなのですけれども、「資源回復計画の今後の展開について」、要すれば、8年の延長上で、次のステージはポスト資源回復計画、そこへの移行のための調査をなさると、こういう行政当局の腹づもりのようでございます。さすれば、両委員から御意見のありました事柄は、当然のことながら最重要課題として検討の対象にさせていただきたいと、こういうことになろうかと思ひます。

ほかにございませんか、どうぞ。

○佐藤委員 私、福島から来た佐藤と申します。初めてこの広域調整委員会に出席したもので今まで黙っていたのですけれども、今の委員の人の意見にまた私は真っ向から反対するような意見を出すのですけれども、やはりこの資源回復をやるためには、さっき会長さんが漁民の血と汗、それが必要だと、そんなふうに言った言葉が頭に入ったままなのですけれども、やはりこれは漁民の努力がないと、行政が何かを決めたり、県で何かを決めたり、国で何かを決めたりしても、なかなかうまくいかない。私は今、現役の漁師をやっているのですけれども、1年間、底刺し網を重点にやっていて、今、私たちの浜で取り組んでいるのはマガレイの規制をやっています。これは3年目に入りました。もう増えていく一方で減らないです。これはもちろん小さい魚を獲らないということが基本にあるわけですが、これだつて県で言われると、船乗りというのは反発してなかなか従う気がしない。でも、自分自らがやろうとすると、意外と結構うまくいく。そういう例が今までに私の場合は何回もあるものですから、今言ったまき網とかそういう大きなものに対しては私たち漁民がどうにもならない問題があるのかもしれないけれども、やはり行政とか財政

とかに頼らないで漁民自らが、どんな小さなことでもいいと思うのですね。このイカナゴの問題だって、我々の浜でもやはり規制をかけてやっています。その小さい仕事が後々大きなあれにつながっていくのかなというふうに、最近になって何となくそんなふうに思うようになってきたのですけれども、漁民が自らこの魚をどうすればいいのか、この資源はどうすればいいのかやはり考えて、それを導く人がやはり一人必要なのだらうと思うのですけれども、漁民が自ら考えるような体制を県なり行政なりが手助けをしてやっていくということが今までの私の経験から一番いいやり方、進め方なのかなというふうに今感じたものですから手を挙げたのですが、以上でございます。

○澁川会長 佐藤委員、どうも貴重な御意見、ありがとうございます。

いずれにしても、これから新たな資源回復計画ということの、恐らくそういう視点で展開をしていかねばならないと、こういうターニングポイントにあるのではなかろうかという、そういうステージにあるということだろうと思うのです。そういう意味からしますと、私どもがここで取り組んでまいりましたさまざまな資源回復計画、これが新たな視点で見直される、そして生きた次の回復計画にぜひとも移行するように、行政当局の方の御努力をお願いしたいと、改めて申し上げる次第であります。

時間が経過しておりますので、この程度にここはとどめさせていただいて、事務局から何かございますか。まだ何かありそうですね、幾つか、各部会の状況とか。

(3) そ の 他

○小林課長補佐 申しわけございません。

それでは、本委員会に置かれました各部会の状況につきまして、簡単に御報告をさせていただきます。

本委員会には、2つの部会が置かれているわけですが、本委員会に先立ちまして、本日午前中に開催されました第16回太平洋北部会におきまして、現在実施中の「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」及び「マダラ陸奥湾産卵群資源回復計画」につきまして、これまでの取組状況等の報告が行われております。

また、本日13時30分から開催されました第17回太平洋南部会におきましては、現在実施中の「伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画」、「ヤリイカ太平洋系群（南部）資源回復計画」、「伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画」、「太平洋南部

キンメダイ資源回復計画」の取組状況等について報告がなされております。このうち、「ヤリイカ太平洋系群（南部）資源回復計画」につきましては、平成 16 年の 11 月に公表されてきて、5 年間の計画として行われてきておりまして、今年度が最終年となったわけでございます。これにつきましてはいろいろ資源状況、それから取組状況、そういったものを分析いたしまして、評価いたしまして、計画をこれ以上延長して行う必要性がもうないだろうということで、回復計画を本年度で終了することとしております。

以上、簡単ではございますが、各部会の状況につきまして、御説明をさせていただきました。

○澁川会長 ありがとうございます。

各部会では、部会の設置された海域において完結する資源回復計画につきまして、それぞれ報告がなされたと、こういうことでございます。

では、事務局から、次回の委員会の開催予定について説明をお願いします。

○小林課長補佐 次回の委員会につきましては、部会でも触れさせていただきましたが、広域漁業調整委員会の現在の委員の任期でございますが、平成 17 年 10 月 1 日から 4 年間となっております。今年度の 9 月末日までが任期となっているところでございます。

いたしまして、次回の委員会でございますけれども、今後、緊急の開催の予定がなければ、例年どおり 10 月ごろ開催したいと考えておりますが、海区委の代表さんにつきましては改めて互選していただきまして、また大臣選任委員につきましても改めて選定し直した上で、新たな委員のもとで開催させていただくこととなる予定でございます。

委員の皆様につきましては任期中は大変お世話になり、ありがとうございます。

なお、次回委員会の日時、場所等につきましては、改めて事務局より、新委員さんに連絡をとらせていただくこととなると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○澁川会長 委員の任期の関係で、本日お集まりの委員の皆様につきましては、再任の方もおいでになろうかと思ひますけれども、この顔ぶれでの委員会は、緊急な事項が、これはないことを祈っておりますけれども、緊急な事項がない場合は今回は最後と相なります。次回委員会は新たなメンバーで、10 月頃に開催ということのようでございます。委員の皆様にはまことに御苦勞さまでございました。本日はまたありがとうございます。

それでは、本日の委員会はこれで閉会をさせていただきたいと思ひます。

委員各位、御臨席の皆様方におかれましては、議事進行へのさまざまな御協力、貴重な御意見、ありがとうございます。

なお、議事録署名人の宮川委員さんとそれから宮本委員さん、お二方におかれましては、よろしく議事録の方、御対応をお願いします。

これを持ちまして、第12回太平洋広域漁業調整委員会を閉会させていただきます。
ありがとうございました。

4. 閉 会